



人権について考える

12月10日は **世界人権デー** 12月4日~12月10日は **人権週間** です

「人権」という言葉を聞いて、皆さんはどのようなことを思い浮かべますか? 「とても大切なもの」だけど「何だか堅苦しくて難しいもの」と感じたり、「自分には関係ないもの」と思うかもしれませんね。

「人権」とは

人が生まれながらにして持っている基本的な自由と権利であるとともに、すべての人が幸福な人生をおくるために欠かすことができないものであり、現在だけでなく将来にわたって保障されるべき権利です。安心して生きる権利、自分で自

由に考え意見を言う権利、仕事を自ら選び働く権利、教育を受ける権利や裁判を受ける権利など、人が生まれながらに持っている基本的で具体的な権利の総称です。

「人権」は堅苦しいものでも難しいものでもありません。今一度、「人権」について「誰か」のことではなく、「自分のこと」として考えてみませんか?

今年の人権特集では、様々な人権課題の中でも「インターネットによる人権被害」について取り上げます。皆さん、ぜひ一緒に考えてみましょう。

インターネットと人権

インターネットの普及に伴い、匿名で簡単に情報発信できたり、瞬時に情報を世界中に伝えられたりするなど便利な一方で、インターネットを悪用した人権侵害も数多く発生しています。誰かの心を傷つける「凶器」にもなりうるため、使い方によっては「加害者」にも「被害者」にもなる危険があります。

また、一度インターネット上に流出した写真などの個人情報、完全に削除できないため、いつまでも残ってしまい、将来においても被害を受け続けるおそれがあります。



インターネットによる人権侵害とは...

① いじめ

行き違いから発展したネットいじめ、無料通信アプリ(LINEなど)における仲間外れや誹謗・中傷などです。インターネット上に書き込まれた情報はあっという間に広まり、いじめが拡大することで深刻化することがあります。

② リベンジポルノ

元交際相手の性的な画像などを、相手の同意を得ることなく、SNSやインターネット上に公表する行為が発生しています。被害者は長期間にわたり精神的苦痛を感じ、平穏な生活が脅かされます。

③ 個人情報の無断掲載

無断で他人の名前や住所、写真、アドレスなどをインターネットに公開することはプライバシーの侵害になります。

④ デマ・フェイクニュースの拡散

事実と異なる偽の情報を安易に信じてSNSでシェアした結果、本来は無関係な人々が誹謗・中傷を受けるなど重大な人権被害を引き起こすケースがあります。

⑤ 著作権侵害

他人が作った著作物(映像・写真・音楽・小説など)を無断でインターネット上に掲載することは著作権の侵害になり、刑罰の対象となります。

⑥ 性犯罪

SNS等を経由して知り合った異性によりトラブルに巻き込まれ、犯罪にまで発展してしまう場合があります。

大正区内の小中学生の 人権啓発標語を紹介します。

人権週間にあわせて、人権について考えたことや感じたことを標語で表現してもらいました。ここに掲載したのは作品の一部です。すべての標語は区HPに掲載していますのでぜひご覧ください。子どもたちの優しくて豊かな感性を大切にしていきたいですね。



もうきこえない
心がいメールも
心のきずも

三軒家西小学校5年

強がらないで
つらいことは
まわ相談。

泉尾東小学校6年

いじめはこころをきずつ
がける。その人のきもちをかん
がえよう

中泉尾小学校2年

思いやり
いつでもできるよ
誰にでも

北恩加島小学校6年

君の言葉一つで
深く傷を負う子もいる
ということも忘れるな。

南恩加島小学校6年